



# 山形県公報

平成29年12月19日（火）  
第2904号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 有害図書類の指定……………（若者活躍・男女共同参画課）…1215
- 知事指定薬物の指定……………（健康福祉企画課）…1216
- 県営土地改良事業計画の変更……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1217
- 同……………（ 同 ）… 同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…1218
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同

### 公 告

- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………（都市計画課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1219

## 告 示

### 山形県告示第837号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成29年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

（図 書）

| 指定番号 | 題 名                            | 図書コード等   | 発 行 所 等     | 指 定 の 理 由                           |
|------|--------------------------------|----------|-------------|-------------------------------------|
| 743  | しろうと人妻超本気の欲情                   | 51558-10 | 株式会社メディアックス | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 744  | FB ファイナルボックス 2017年12月号 VOL. 16 | 17843-12 | マイウェイ出版     |                                     |
| 745  | はつ☆えち～初めてのエッチは年上お姉さん～          | 53455-12 | 株式会社コアマガジン  |                                     |
| 746  | まんが実話マッドアックス 毒をもって毒を制す         | 53455-13 | 株式会社コアマガジン  |                                     |
| 747  | 月刊劇漫スペシャル 2017 12月号            | 13545-12 | 株式会社竹書房     |                                     |

|     |                      |          |            |                                             |
|-----|----------------------|----------|------------|---------------------------------------------|
| 748 | 実話ナックルズ 12月号         | 04877-12 | ミリオン出版株式会社 | 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 749 | 月刊実話ドキュメント 2017年12月号 | 05303-12 | ジェイズ・恵文社   |                                             |

**山形県告示第838号**

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成29年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) アダマンタン-1-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート（通称名ACBL(N)-O18）及びその塩類
- (2) 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン（通称名4-EA-NBOMe）及びその塩類
- (3) 2-[ (4-ブromo-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール（通称名25B-NBOH、2C-B-NBOH、NBOH-2C-B）及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

## 3 指定の効力が生ずる日

平成29年12月20日

**山形県告示第839号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営西郷名取地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営西郷名取地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

村山市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成29年12月25日から平成30年1月29日まで

## 4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第840号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営更生堰地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営更生堰地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
天童市役所及び河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成29年12月25日から平成30年1月29日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第841号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営天童豊栄地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営天童豊栄地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
天童市役所及び河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成29年12月25日から平成30年1月29日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第842号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成29年12月19日から平成30年1月4日まで縦覧に供する。

平成29年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延長     |
|----------------------------|---|------|---------------------|--------|
| 東根市神町中央二丁目198から<br>同 190まで |   | 旧    | 7.5メートル<br>?<br>7.5 | 61メートル |
| 同                          | 上 | 新    | 9.0メートル<br>?<br>7.5 | 同上     |

**山形県告示第843号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成29年12月19日から平成30年1月4日まで縦覧に供する。

平成29年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市神町中央二丁目198から  
同 190まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月19日

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日時 平成30年1月10日（水） 午後1時
- 2 場所 新庄市金沢字大道上2034  
最上総合支庁2階203会議室
- 3 都市計画の変更の案の概要  
新庄都市計画区域、金山都市計画区域、最上都市計画区域及び真室川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課並びに新庄市役所、金山町役場、最上町役場及び真室川町役場に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は最上総合支庁建設部道路計画課に平成30年1月5日（金）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。

- (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
- (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成30年1月10日（水） 午後1時
- 2 場 所 米沢市金池七丁目1番50号  
置賜総合支庁5階504会議室
- 3 都市計画の変更の案の概要  
米沢都市計画区域、南陽都市計画区域、高畠都市計画区域、及び川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課並びに米沢市役所、南陽市役所、高畠町役場及び川西町役場に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は置賜総合支庁建設部道路計画課に平成30年1月5日（金）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
  - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
  - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

平成29年12月19日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成29年12月19日発行 発行人 山 形 県